

公的年金に課税される

市・県民税の納付方法が

10月から変わります

公的年金に課税される市・県民税の納付方法が10月から変わります。現在は納付書や口座振替で納めていただいています。10月からは、受給している公的年金から引き落とし(特別徴収)を行います。なお、遺族年金・障害年金からは引き落としをいたしません。

対象(次の①②両方に該当するかた)

- ①一つの公的年金で年額18万円以上受給している65歳以上のかた(基準日は毎年4月1日)
- ②介護保険料が年金から引き落としされているかた

市・県民税の特別徴収の例

●特別徴収初年度(年税額60,000円の場合)

普通徴収	6月	8月	
年税額の半分30,000円を2回に分けて納付	15,000円	15,000円	
特別徴収	10月	12月	2月
年税額の残り半分30,000円を3回に分けて引き落とし	10,000円	10,000円	10,000円

●特別徴収2年目以降(年税額54,000円の場合)

特別徴収(仮徴収)	4月	6月	8月
前年度の2月に引き落とされた額と同額10,000円を3回引き落とし	10,000円	10,000円	10,000円
特別徴収(本徴収)	10月	12月	2月
年税額から仮徴収額を差し引いた24,000円を3回に分けて引き落とし	8,000円	8,000円	8,000円

※年金受給額により、市・県民税が課税されない場合は特別徴収はありません。

公的年金に課税される市・県民税

給与からの引き落とし
ができなくなります

公的年金に課税される市・県民税と給与所得分に課税される市・県民税を、合わせて給与から引き落としされているかたは、平成21年度分から、納付方法が左図のように変わります。

●公的年金に課税される市・県民税

給与所得分に課税される市・県民税と一緒に給与から引き落としされていたかた

平成21年度分から

65歳以上の年金受給者
年金から引き落とし
(特別徴収)



65歳未満の年金受給者
納付書か口座振替
で納付(普通徴収)



寄附金税制を拡充

「ふるさと」に対する貢献・応援の思いが実現しやすくなるように、県・市などに寄附した場合の控除金額が増額されました。また、県・市などが条例で指定した団体への寄附金(左記④)を新たに控除対象に加えました。

控除対象となる寄附金

- ① 都道府県・市区町村への寄附金
- ② 住所地の都道府県共同募金会への寄附金
- ③ 住所地の日本赤十字社支部への寄附金
- ④ 住所地の県・市などが条例で指定した団体への寄附金(秋田市の場合、学校法人など118団体)

控除の適用を受けるための手続き

所得税・個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには、昨年1月1日から12月31日までに行った寄附について、寄附先からもらった領収書などを添付して、3月16日(月)まで、税務署で確定申告をしてください。

※個人住民税の寄附金控除だけを受ける場合は市民税課で申告できます。ただし、この場合は所得税の控除を受けることはできません。

問い合わせ

市民税課個人市民税担当
☎(8666)2055

◆市が昨年7月から受け付けている「きずなでホットしていきあきた寄附金(右記①に該当は、5千円を超える部分について、市・県民税の所得割額の約1割を上限として、所得税と合わせ、控除・軽減されます。詳しくは、市民相談室へお問い合わせください。☎(8666)2066

緊急経済・雇用対策を実施

市では、昨年来の経済・雇用情勢の悪化を踏まえ、1月9日、「秋田市緊急経済・雇用対策本部」を設置し、各種の緊急対策を実施します。

融資あっせん制度の拡充

- 借り換え要件(既往借入金の額)を緩和しました
融資限度額の2分の1以下→限度額を超えない範囲
- 零細企業への融資枠を拡大しました
一般事業資金と小口零細企業資金を併せて1,500万円以内→小口零細企業資金(限度額1,250万円)を別枠化し、最大2,750万円

公共工事の前倒し発注

- 工事を前倒し発注することで、地元中小零細企業の運転資金の円滑化を図ります=約12億6千万円
平成21年度に予定している、道路や側溝の改良工事、小中学校の施設改修などを前倒しして発注します

雇用の創出・就業支援

- 2月～3月に市臨時職員を40人程度雇用します
- 緊急就職大面接会を開催(詳しくは22ページ参照)
日時/2月18日(水)午後1時30分～3時30分
会場/秋田ビューホテル4階
- 求職者を対象にした就職セミナーを開催します
(日程は広報あきたに随時掲載します)
- 国の特別交付金などを活用し、雇用を創出します
- 会社都合による離職者などを、社会福祉法人が運営する福祉施設で雇用する場合に補助します

生活支援

- ライフサポートセンターなどの関係機関と連携し、一般生活相談および生活保護などの相談を行います
- 離職退去者へ公的賃貸住宅を提供します

問い合わせ

秋田市緊急経済・雇用対策本部
事務局(工業労政課内) ☎(866)2114

定額給付金や裁判員制度を悪用した

詐欺にご注意を!!

「定額給付金」「裁判員制度」など、市民の関心が高い事柄を悪用した振り込め詐欺や個人情報の詐取に十分注意しましょう。

事例①

市職員や総務省職員などと偽り、定額給付金の給付、手数料などの名目でATMからお金を振り込ませたり、郵便エクスパックでお金を送金させたりします。

▶市職員などが定額給付金の給付のために手数料を求めたり、銀行でのATM操作をお願いすることはありません。また、現時点で世帯構成や口座番号などの個人情報をお聞きすることはありません。

事例②

防犯協会などと偽り、「あなたが裁判員に登録された。費用を払えば登録を取り消すことができる」などと持ちかけ、費用を請求します。

▶裁判所職員や防犯協会などが裁判員辞退のために、お金を要求することはありません。

相談窓口

秋田中央警察署生活安全課
☎(835)1111

申請は2月27日(金)まで

灯油代を助成!

在宅で生活する高齢者世帯などへ、生活支援として灯油代などの暖房費を1世帯5,000円助成します。

対象1

昨年12月1日現在、市内に住所があり、平成20年度の市・県民税が全員非課税で、次のいずれかに該当する世帯

- ①高齢者世帯▶介護・高齢福祉課☎(866)2095
・65歳以上(昭和18年12月2日以前生まれ)のみの世帯
- ②障害者世帯▶障害福祉課☎(866)2093
健康管理課☎(883)1180

- ・身体障害者手帳1級または2級のかたがいる世帯
- ・療育手帳Aのかたがいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳1級のかたがいる世帯

③ひとり親世帯▶児童家庭課☎(866)2094

- ・母親または父親と満18歳以下の児童(平成2年4月2日以降生まれ)のみの世帯

対象2

生活保護世帯▶保護第一課・第二課☎(866)2096

・平成20年12月1日現在で生活保護を受けている世帯

※対象1、2とも、平成20年12月1日現在、世帯全員が社会福祉施設や医療機関に入所または入院していた場合を除きます



生活福祉資金などを貸し付け

貸付限度額、利息、連帯保証人など詳しくは、市社会福祉協議会へお問い合わせください。☎(862)7445

生活福祉資金貸付制度…低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象に、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、離職者支援資金、緊急小口資金などを貸し付けます。

市民小口資金貸付制度…市内で6か月以上生計を営む成年者で、一時的な出費などで生活が困難になった低所得者を対象に4万円まで貸し付けます。